

農地・農業用施設災害復旧等事業（公共）

【208,041百万円】

対策のポイント

- ・地震や津波により被害を受けた農地・農業用施設及び海岸保全施設等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。
- ・また、再度災害を防止するとともに、農用地の利用集積及び国土保全等に資することを目的に災害復旧関連事業を実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により被災した農業地域においては、農業の維持と農業経営の安定を図るため、災害復旧事業の速やかな実施が求められています。
- ・また、再度災害を防止するとともに、農用地の利用集積及び国土保全等に資するため、災害復旧関連事業の速やかな実施が求められています。

政策目標

被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の速やかな復旧整備

<主な内容>

1. 災害復旧事業等

（1）災害復旧事業（農地・農業用施設等） 206,140百万円の内数

地震及び津波により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧を実施します。

（ 国費率（基本）：65/100, 50/100等※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等）

（2）農地・農業用施設災害関連事業 206,140百万円の内数

再度災害防止のために災害復旧事業に併せて行う施設の改築又は補強及び農地の区画整理等を行います。

（ 国費率（基本）：65/100, 50/100等※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等）

2. 除塩事業

1,901百万円

東日本大震災に伴う津波により、海水が農用地に浸入し塩害が生じている場合に、除塩事業を実施します。

（ 国費率（基本）：90/100
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区）

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による嵩上げ制度あり

上記のほか台風12号等に係る災害復旧等事業35,293百万円を計上

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211（直））]